

<説明会テキスト>

平成 17 年度
地 域 団 体 商 標 審 査 基 準 説 明 会



特 許 厅

はじめに

地域団体商標制度を導入するための「商標法の一部を改正する法律」（平成17年法律第56号）が平成17年6月15日に公布され、平成18年4月1日より施行されることに伴い、同日より地域団体商標登録出願の受付を開始します。

これにより地域の名称と商品（役務）の名称からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合や農業協同組合等の団体が地域団体商標として商標登録を受けることが可能になります。

特許庁では、地域団体商標の商標登録出願に関する審査を適正かつ統一的に行うため、「商標審査基準」を改訂しました。

本テキストは、上記審査基準に基づく審査実務の運用を説明するものです。

目 次

| | |
|---|----|
| 第1部 地域団体商標制度の概要 | 1 |
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 現行制度 | 2 |
| 3. 新制度の概要 | 4 |
| | |
| 第2部 地域団体商標制度の運用基準 | 7 |
| 1. 第7条の2の登録要件の審査 | |
| (1) 出願人が主体要件を満たしていること | 8 |
| (2) 出願人の構成員に使用をさせる商標であること | 12 |
| (3) 商標が使用された結果、周知となっていること | 14 |
| (4) 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること | |
| | 19 |
| (5) 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有すること | |
| | 26 |
| | |
| 2. その他の登録要件の審査 | |
| (1) 商標全体として商品（役務）の普通名称又は慣用商標でないこと | 33 |
| (2) 他人の登録商標と同一又は類似の商標でないこと | 34 |
| (3) 商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがある商標でない こと | 38 |
| (4) 他人の周知商標と同一又は類似の商標でないこと | 43 |
| (5) 種苗法の品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標でない こと | 45 |
| (6) 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがある商標でないこと | 46 |
| | |
| 第3部 商標登録の効果及び商標権の効力 | 48 |
| 1. 商標登録の効果 | 48 |
| 2. 商標権の効力 | 49 |
| 3. 移転、使用権 | 50 |
| 4. 異議申立て・無効審判・取消審判 | 52 |
| | |
| 資料編 | |
| 1. 商標審査基準（抜粋） | 54 |
| 2. 商標法（抜粋） | 59 |
| 3. 商標登録出願の流れ | 66 |
| 4. 地域団体商標の商標登録願（様式） | 67 |
| 5. 主な問い合わせ先 | 68 |